令和7年度 海老名市国民健康保険税の算定方法

国民健康保険税額は、医療分A、後期分B、介護分C の合計額です。

	医皮() · · · ·		
		対象者:加入者全員 基礎控除額	医療分限度額 : 66万円
	所得割額 = [・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43 ※ 万円) × 6.06%	= ① _F
	均等割額 = 28,000 _円 ×	加入者数	= ② _H
A	平等割額 = 加入世帯につき 年額 21,500 円		= ③ 21,500 _円
	減税額 = 「国民健康保険税の軽	「国民健康保険税の軽減基準と割合」により算出	
	均等割軽減額(1人につき) 円円 ※「未就学児の均等割額軽減額(を参照	未就学児人数	= ⑤ _円
		2 + 3 - 4 - 5	一 人 医療分合計(100円未満切捨て) 円
+			
	後期分 (後期高齢者支援金等課税額)	————————————————————————————————————	後期分限度額 : 26万円
	→ ↑和6年中の総所得金額等 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	基礎控除額) × 2.60%	= 6
	り等割額 = nn 12,000 mn ×	加入者数	= 7
	加入世帯につき 年額	Λ.	P.
В	平等割額 = 9,400 円		= ⑧ 9,400 円
	減税額 = 「国民健康保険税の軽	「国民健康保険税の軽減基準と割合」により算出	
	均等割軽減額(1人につき) 円 ※「未就学児の均等割額軽減額」を参照	未就学児人数人	= ① _M
	後期分合計 = ⑥ +	7 + 8 - 9 - 10	= B 後期分合計(100円未満切捨て)
+			
	令和6年中の総所得金額等	対象者:40歳から64歳まで 基礎控除額	介護分限度額 : 17万円
	所得割額 = 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	43 ※ _{万円}	= (1) _H
	均等割額 = 12,800 _円 ×	人	= ① _P
С	平等割額 = ^{加入世帯につき 年額} 7,100 _円		= ③ 7,100 _円
	減税額 = 「国民健康保険税の軽	減基準と割合」により算出	= 4
	介護分合計 = ⑪	+ 12 + 13 - 14	で
II			
計	令和7年度 = 医療分 A + 後期 国民健康保険税額 (参	分 B + 介護分 C =	円 円/月)
1	 	つ ロロ単説・147月一	□/ n /

[※]合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下の場合は29万円、2,450万円を超え2,500万円以下の場合は15万円、 2,500万円を超える場合は0円となります。

■国民健康保険税の軽減基準と割合

前年中の世帯の総所得金額が一定基準を超えない場合には、医療分・後期分・介護分それぞれの均等割額・平等割額を減額し負担を軽くする制度があります。

軽 減 割 合	被保険者の総所得金額等(被保険者でない世帯主の所得も含みます)
7 割	430,000円+ <u>(年金・給与所得者の人数-1)×100,000円※</u> を超えない世帯
	430,000円+ <u>(年金・給与所得者の人数-1)×100,000円※</u> +(305,000円×世帯の被保険者数)を超えない世帯
フェII	430,000円+ <u>(年金・給与所得者の人数−1)×100,000円※</u> +(560,000円×世帯の被保険者数)を超えない世帯

^{※&#}x27;下線部分の計算結果がO円以下となる場合は、O円とみなします。

- ●65歳以上で税法上の「公的年金等控除」を受けている方は、年金所得から最高150,000円を控除した額で判定します。
- ●国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方の総所得金額等及び人数も含めて判定します。

■未就学児の均等割額軽減額

国民健康保険税の均等割額は、年齢に関わらず1人あたりにつき課税されますが、子育て世帯の負担を軽減するため、世帯に属する未就学児※・全員に対する均等割額を5割軽減します。

なお、上記の「国民健康保険税の軽減基準と割合」に応じて、該当している世帯の未就学児に係る軽減後の均等割額は、以下のとおりとなります。

軽減割合(世帯)	均等割軽減額 (医療分)	均等割軽減額 (後期分)
7 割	4, 200円	1, 800円
5 割	7, 000円	3, 000円
2 割	11, 200円	4, 800円
なし	14, 000円	6, 000円

※'0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前にある被保険者